

別府市気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書（案）

別府市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設のクーリングシェルターとしての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（実施期間）

第3条 クーリングシェルターの実施期間は、毎年度環境省が行う熱中症警戒情報の運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）とする。ただし、協定締結日が運用期間中の場合は、初年度は協定締結日を開始日とする。

（対象施設及び開放日時、受入可能人数）

第4条 本協定の対象となるクーリングシェルター及び開放日時、受入可能人数は、次に掲げるとおりとする。なお、熱中症特別警戒情報発表時は下記開放日時において必ず開放するものとする。

| | |
|--------|---|
| 施設名 | |
| 所在地 | |
| 開放可能日時 | |
| 受入可能人数 | 人 |

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第5条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、市民等が暑熱を避けるための滞在場所として、開放可能日等において、クーリングシェルターを開放するよう努めるものとする。

（管理及び運用）

第6条 クーリングシェルター開放時は、乙は次の事項のとおり対象施設を管理

及び運用する。

- (1) 冷房設備は、クーリングシェルターの実情及び規模に応じて適切に稼働する。
- (2) 受入可能人数に応じて、一人あたりの空間を適切に確保し、休憩できる椅子やソファ等を配置する。(既設のもので可)
- (3) 出入口にクーリングシェルターであることを周知するための掲示を行う。
- (4) 避難者の熱中症予防のための飲食を可能とする。
- (5) 市公式ホームページ等によるクーリングシェルターの公表に協力する。

(変更事項の連絡)

第7条 乙は、対象施設の開放可能日時等、公表する内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日とする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、本協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 別府市上野口町1番15号
名 称 別府市
代表者氏名 別府市長 長 野 恭 紘

乙 住 所
名 称
代表者氏名